

卒業論文

横浜市における地域による学習支援の必要性と課題

目次

はじめに	1
第1章 学習支援をめぐる近年の動向	2
第1節 学習支援に関わる我が国の法律	2
第2節 先行研究	2
第2章 学習支援とは	5
第1節 我が国の学習支援事業	5
第1項 厚生労働省による学習支援事業	5
第2項 文部科学省による学習支援事業	6
第2節 データでみる学習支援の実態	8
第3節 横浜市の学習支援	14
第1項 市や区が行っている支援	14
第2項 地域で行っている支援	16
第3章 学習支援の実際に関する研究	19
第1節 調査目的・調査方法	19
第2節 調査結果	19
第1項 横浜市港北区にあるA学習会での活動状況	19
第2項 横浜市都筑区にあるB学習会での活動状況	24
第3項 横浜市金沢区にあるC学習会での活動状況	26
第4章 考察	30
第5章 今後の課題	33
注	35
参考文献	37

はじめに

私達は大学3年生の時にゼミナールの活動の一つとしてこども食堂の企画・運営に携わってきた。会議に出る機会はありませんでしたが、どのように運営をしたらより良いこども食堂になるのかを考えることがあった。また、実際にこども食堂に参加をし、子どもたちや保護者と関わり話す機会があった。ある時、こども食堂を行っている金沢区社会福祉協議会の方から1枚のボランティアのチラシをもらった。そのボランティアの内容は学習支援だった。これまで、こどもの貧困について学校で勉強してきたが、学習支援について考えたことがなかったことと学習支援をしていることを恥ずかしながら知らなかった。そこで、こどもに関わる勉強をしているにも関わらず学習支援のことを知らず、小さなこどもを持つ親やひとり親世帯、本当に困っている子どもが学習支援の存在を知っているのだろうかという疑問に思った。それと同時に、もっと広めるべきなのではないかと考えるようになった。現在の横浜市ではこどもの学習支援・こども食堂・こどもの居場所作り等、経済的に塾に通えない子どもや何らかの理由で学校に行けず授業についていけなくなってしまっている子どもに対する支援を多く行っている。しかしながら、この取り組みを行っているということを知っている親やこどもは少ない。そこで、もっとひとり親世帯の家庭や経済的に塾に行くことができないような子ども達に学習支援があるということを知ってもらうことの必要性や学習支援を行う中での課題、地域で学習支援を行うことの重要性を考えるようになったことが、この研究を始める一因である。

第1章 学習支援をめぐる近年の動向

第1節 学習支援に関わる我が国の法律

学習支援を行っている施設には様々な子どもたちがいる。いじめや授業に追いつけなくなり学校に行けなくなった子ども、経済的に学習塾に通えない子どもなどがいる。その中でも経済的に学習塾に通うことのできない子どもが多く通っていると私たちは考える。経済的にといってもひとり親家庭や収入の少ない家庭等様々な背景がある。そのような貧困家庭のための支援について行政や法律が関わっている。平成25年6月に「子どもの貧困対策に関する法律」が国会で一致して成立した。この法律は、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とする」¹⁾としている。また、条約の中にある子どもの貧困に関するものは「第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。」²⁾がある。また、「法律では、政府は子供の貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない」³⁾とされている。そこで、平成26年1月に「子供の貧困対策に関する大綱」⁴⁾が提出された。

第2節 先行研究

貧困の連鎖や格差が問題視される現代において、貧困家庭やひとり親家庭への学習支援が必要となっている。横浜市では、各区の生活支援課で『寄り添い型学習支援事業』⁵⁾が行われている。これは、学習塾の子会社やNPO法人に委託をして、取り組まれている事業である。しかし、このような事業は生活保護受給者⁶⁾のみ、支援を受けることができるものであるため、生活保護を受けていない生活困窮者や引きこもり、不登校の子どもたちが安心して学習できる居場所が少ない。また、地域で行う学習支援では、学生ボランティアが必要不可欠であるにも関わらず人員不足であることや、金銭的補助がなく、学習支援をやりたくてもできない団体が多いことが現状である。そこで、本章では『みんなで高校行こう会～zっとscrumへ釧路における生活保護世帯の中学校3年生への学習支援をきっかけとした地域実践』(日置真世)⁷⁾と『沖縄の子どもの貧困対策をめぐる動向—2015年度を中心に—』(嘉納英明)⁸⁾を先行研究として取り上げ、行政やNPOが連携して行われている地域での学習支援と居場所づくりについて読み解いていきたい。

まずは、「みんなで高校行こう会～zっと scurm へ」から見ていきたい。『zっと scurm (ずっとスクラム)』は北海道釧路市で行われている生活保護世帯の自立支援プログラムメニューの1つとして中学生対象の勉強会として学習支援が始まった。釧路市は北海道東部にある人口17万人弱の中心都市である。少子高齢化や過疎化が進んでいる釧路市は、地域課題を抱える地方都市の代表的な存在である。その中で、「みんなで高校行こう会」は地域で生活保護世帯の中学3年生を対象に無料で学習支援を行い、中学生や高校生等の居場所事業として取り組まれている。この事業は、市役所とNPOの問題意識や実行の共有とそれまでの協働の蓄積を土台としている。学習支援の専門スタッフがいなかったため、市役所が中心となり、学生や地域の人たちと協力をして2007年の1月ごろから開始された。元々、NPO法人や市役所担当者は釧路市の子どもたちの現状が気になっており、支援の必要性を感じていた。具体的な現状として、学習塾や習い事に通う子どもたちが一般世帯と比べて著しく少ないことや、いじめや不登校者の比率が高いことが挙げられていた。また、日々のケースワークの中でも受験に失敗する子どもや進学してもやめてしまう話なども耳にしていた。そうした経緯から、「みんなで高校行こう会」の取り組みを行うための準備を始めた。

最初は、初めての取り組みだったことや、受験勉強の手助けという役割の重さから、集まったボランティアは不安に思っていた。しかし、「みんなで高校行こう会」を開始する前に、ボランティアミーティングを行い、「子どもたちと一緒に悩み、一緒に考える味方として子どもたちと一緒に学んでいこう」と共通認識を持った。対象は生活保護世帯のみだったが、限定することに抵抗を感じていたため、NPOに関わっていた子どもたちや、子どもたちの友達も参加できるようになった。そこには、生活保護という貧困背景を含め、母子世帯や非行傾向、不登校、低学力などの何らかに生きづらさを抱える子どもたちが多く来ていた。その結果、お互いの存在を認め合うことができ、みんなで居心地の良い場所として創り上げようとする思いが強くなった。そして、人とのつながりが確かになっていることを実感できる場となっていった。また、手ごたえと必要性を実感し、NPOの自主事業として毎週土曜日に「zっと scurm」として継続することになった。

「みんなで高校行こう会」は中学生や高校生という多感で大事な時期に総合的で継続的な支援をたくさんの人たちの繋がりを駆使して行っている。そのため、巣立っていった多くの高校生が多様な形で関わり続けている。そして、その中で複数の大人たちがそうした若者たちの決して平坦ではない歩みを温かく見守り、応援し続けている。また、「みんなで高校行こう会」は受験勉強支援の場だけでなく、学習以外にも子どもたちの興味関心や企画によって地域の人たちの協力を得て、子どもや家庭の生活を支えている。さらに、さまざまな課外活動を提供し、社会活動や人との関わりなどの社会性も支えている。「大人も子どももありのまま」、「みんなに認められる大事な場」、「自分たちで創り上げる」、「大事な居場所」として取り組まれている。

次に「沖縄の子どもの貧困対策をめぐる動向」について見ていく。沖縄の子どもの貧困

率は 37.5%で、3 世帯に 1 世帯以上が貧困であることが 2016 年に公表された。沖縄県で子どもの貧困対策として早くから設立されたのは、学習支援や無料塾である。そして、子ども食堂も次々と開設され、子どもが食卓を囲み交流する場や行き場のない子どもが集う「居場所」が様々な課題を抱える子どもの支援の場として機能してきている。これらの「子ども食堂」や「居場所」は NPO やボランティア団体が担って食糧支援や寄付金等で運営されているため、行政の支援は欠かせないものとなっている。また、子どもの貧困問題といえば中学生が対象だと思いがちであるが、琉球新報と沖縄県高等学校障害児学校教職員組合合同の調査で高校生の支援についての議論と対応策が不十分であることが明るみとなった。そして、沖縄の子どもの貧困問題は沖縄の重要な課題とされた。沖縄では 2015 年 12 月に「沖縄の子どもの貧困対策のメッセージ」を取りまとめた。内容としては、①沖縄の深刻な現状認識、②県内の取り組みを紹介し、国や自治体が連携することの必要性、③市町村は貧困対策の最善にあるとの認識、④貧困の連鎖は沖縄社会全体に影響を与えている。また、沖縄子供の貧困緊急対策事業において、子どもの貧困対策費が子どもの貧困対策支援員の配置と子どもの居場所の運営支援に充てられるようになる。その支援員は、各地域の現状を把握し学校や学習支援施設、居場所づくりを担っていくとされている。そして、居場所については地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、キャリア形成等の支援を随時行うことを目指している。運営主体は、NPO や児童館、市民団体などを幅広く想定し、すでに運営している子ども食堂も対象となる。貧困問題の根本としては、低所得の世帯収入を安定して引き上げる施策を展開させていくことが課題である。また、勤労者の所得増加のためには、最低賃金の上昇、企業誘致等の沖縄の経済政策や産業復興政策が必要不可欠である。このような施策を展開していくことで、子どもの貧困対策は進んでいく。子どもの貧困は大人の貧困でもあり、子どもの貧困は社会の貧困でもあるため、沖縄社会の貧困問題の克服を目指して議論を積み重ねる必要があるとしている。

子どもの人口が少ない沖縄や北海道で、このような貧困対策や学習支援が行われている中、日本最大の市である横浜市では人口が年々増加し、子どもの学習の問題も多様であると考えられる。そこで、本研究では市内で住民の年齢が若い都筑区、港北区、そして対照的に子どもの人口が少ない金沢区の学習支援の実態から比較検討することにした。

第2章 学習支援とは

第1節 我が国の学習支援事業

第1項 厚生労働省による学習支援事業

平成28年度ひとり親世帯等調査⁹⁾によると全国の世帯数が5340万3千世帯¹⁰⁾に対し、母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約123万世帯、父子世帯数は約19万世帯となっている。そのようなひとり親世帯に対して厚生労働省では、平成28年度から「ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブなどの終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援・食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。」を目的として子どもの生活・学習支援事業¹¹⁾を行っている。事業内容としては、「①基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、②学習習慣の定着度等の学習支援、③食事の提供」としている。また、「①及び②の支援を組み合わせて実践をすることを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。」としている。他にも厚生労働省では「ひとり親家庭・多子世帯等 自立応援プロジェクト」¹²⁾を実施している。ひとり親家庭の現状として経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にある。そのために支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けることや複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施、ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施・安定した就労による自立の実現が必要である。その対応として、「就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実」することを目的としている。具体的には、①支援につながる②生活を応援③学びを応援④仕事を応援⑤住まいを応援⑥社会全体で応援である。この中で学習支援に関わる取り組みとして③の学びを応援となる。これは、幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進や高校生等奨学給付金事業の充実、大学等奨学金事業の充実等の教育費負担の軽減、高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加や生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実、地域未来塾の拡充、官民協働学習支援プラットフォームの構築等の子供の学習支援の充実、SSWの配置拡充や訪問型家庭教育支援の推進等の学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応の3つの取り組みである。また、「生活困窮者自立支援法」という法律に基づき、「貧困の連鎖を防止する」ことを目的にして学習支援事業を行っている。平成27年4月からは生活困窮者のための支援制度（生活困窮者自立支援制度）が始まった。この制度の中にある、「生活困窮世帯の子どもの学習支援」は「子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方

に必要な支援を行います。」¹³⁾ というものである。

平成 25 年度厚生労働省社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」報告書¹⁴⁾によると、平成 27 年度からの「生活困窮者自立支援法」(平成 25 年法律第 105 号)の施行に向け、制度構築に資するよう、子どもの学習支援等に取り組む市区町村及び児童養護施設等に対するアンケート・ヒアリング調査及びケース研究を実施し、経済的貧困と貧困文化の連鎖を断ち切り、社会資源不足の連鎖を克服するための方略を得ることを目的」として「厚生労働省社会福祉推進事業」を行っている。

第 2 項 文部科学省による学習支援事業

平成26年1月に施行された「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき内閣府や厚生労働省、文部科学省が連携して教育の支援に取り組んでいる。文部科学省では、家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもたちが同じように教育をうけられるように、「①教育費軽減、②学校をプラットフォームとした貧困対策」の2つの観点から支援を実施している¹⁵⁾。まず、教育費軽減の観点からは、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない支援をするために、幼児教育の無償化の推進、奨学給付金の充実などの援助の整備を進めている。厚労省によると生活保護世帯の子どもの高等学校など進学率は90.8%¹⁶⁾となっており、世代を超えた貧困の連鎖が問題視されている。この貧困の連鎖を防止するために、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない支援が必要とされている。そのため文部科学省では、幼児教育の無償化、就学援助の充実、高等学校等就学支援金、高校生等就学給付金の充実など、家庭への教育費の負担を軽減するため各教育段階に応じた支援を行い、「誰がいつでも希望する質の高い教育を受けられる社会を実現する」ことを目指している¹⁷⁾。

次に、学校をプラットフォームとした貧困対策の観点からは、「全ての子供が集う場である学校を貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、学校における学力保障・進路支援、子供の貧困問題への早期対応、教育と福祉・就労との組織的な連携、地域による学習支援や家庭教育支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指す」としている。そのために行っていく支援が①学校教育における学力保障・進路支援、②教育相談の充実、③学習支援の充実、④家庭教育支援の充実の4つである。まず、①学力保障・進路支援では貧困による教育格差の解消のための教職員等の指導体制の充実を図るとしている。また、補習・補充学習等を行うサポートスタッフを派遣することで学力向上を目指し、定時制・数申請家庭や総合学科における多様な学習を支援する高等学校の支援を進めていくとしている。次に、②教育相談の充実ではスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充を図るとしている。目標としては、スクールソーシャルワーカーは平成31年度までに全ての中学校区に配置することを目標とし、スクールカウンセラーは平成31年度までに全公立小中学校に配置することを目標としている。③学習支援の充実では「地域未

来塾」による学習支援の充実、ICTを活用した小中高生の地域における学習活動やひとり親家庭への学習支援を進めている。④家庭教育支援の充実では、家庭教育支援チーム等による訪問型家庭教育支援の推進を進めている。

この中でも、特に学習支援に関わる平成27年から実施されている事業「地域未来塾」に興味を持ち、更に調べていくとする。文科省によると、地域未来塾は家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等を対象に大学生や元教員等の地域住民の協力やICTの活用等による、原則無料の学習支援であるとしている。

取り組み事例として、K県のO中学校での事例が挙げられている¹⁸⁾。O中学校での地域未来塾では中学1年生～3年生を対象として、民間教育事業者（学習塾）を取り入れて実施されている。O中学校がある町には塾が少なく、学力向上のためには町が学習支援を行う必要があったことが実施の背景である。支援に民間教育事業者を取り入れることで、学習支援員の負担を軽減し、支援や運営のノウハウを吸収することを目指した。学習支援員を募集するにあたっては、塾の元経営者や教員免許等の資格保有者等をお願いするとし、平成27年時点では24人が学習支援員として活動しており、参加した学習支援員からは「参加した3年生のうち約半数のテスト順位があがった」、「参加している生徒の学習意欲向上が感じられる」との声が出ていることから、塾がない地域でも地域未来塾の取組によって、子供たちの学力向上の効果が見られることがわかる。この事例から、一部の児童・生徒を対象を絞る限られた事業ではなく、市町村に塾が少ない等、地域の現状に合わせて実施することのできる事業だとわかる。また、学校教員OBなどの地域の専門性の高い住民が参加することにより、質の高い学習支援を提供することができるのだとわかる。しかし、質の高い学習支援に対応する人材の確保が難しいことも課題とされている。

そこで、専門性の高い人材確保の問題を補う策として、文部科学省はICTの活用の推進をすすめている。地域人材による学習支援が本事業の中心ではあるが、山間部や離島などの塾に通うことが難しい地域については、特にICTの活用を進めていく必要があるとしている。学習の内容が高度となった場合にも、ICTでの学習支援が生きてくるため、有効な役割を持つ。

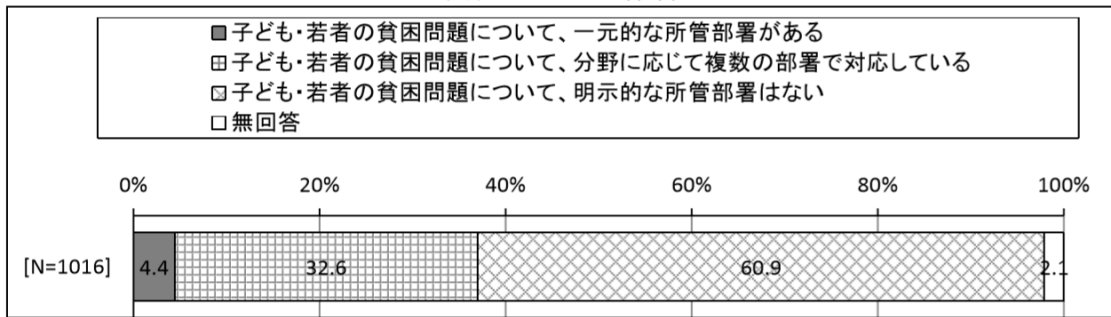
ここまで、地域と学校が密接に連携した事業について紹介してきたが、次は、子どもの貧困に対する事業についてみていきたい。子どもの貧困対策に関する大綱の内容として、「放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する」とある。放課後子ども教室は平成26年に策定された「放課後子どもプラン」¹⁹⁾の中で文部科学省が主体となって進めている取組である。社会的な背景としては、近年の女性の社会進出にともない共働き家庭が増加し、放課後に家で1人で過ごす子供が増えたことがあげられる。このことがきっかけで、小学校1年生はそれまで幼稚園や保育園で大人たちに見守られながら過ごしてきた生活から一変し、放課後は自宅で1人で過ごすことになってしまう。この「小1の壁」を打破し、両親の帰りが遅い家庭にいる子どもにも、安心して放課後を過ごしてもらうために作られたのが「放課後子どもプラン」

である。対象となっているのはすべての地域の子供で、学習に限らず、スポーツや文化芸術活動、地域の住民との交流の機会を提供することを推進している。放課後に子供たちのための居場所を提供することで、共働き家庭の子供も安心・安全に放課後を過ごしてもらうことが目的であるとしている。厚生労働省が主体となって行っている「放課後児童クラブ」の取組と連携して、一体・連携型の取組とすること推進している。この2つが連携することで、よりその子供や地域に合わせた柔軟で適切な支援ができると考えられる。

第2節 データでみる学習支援の実態

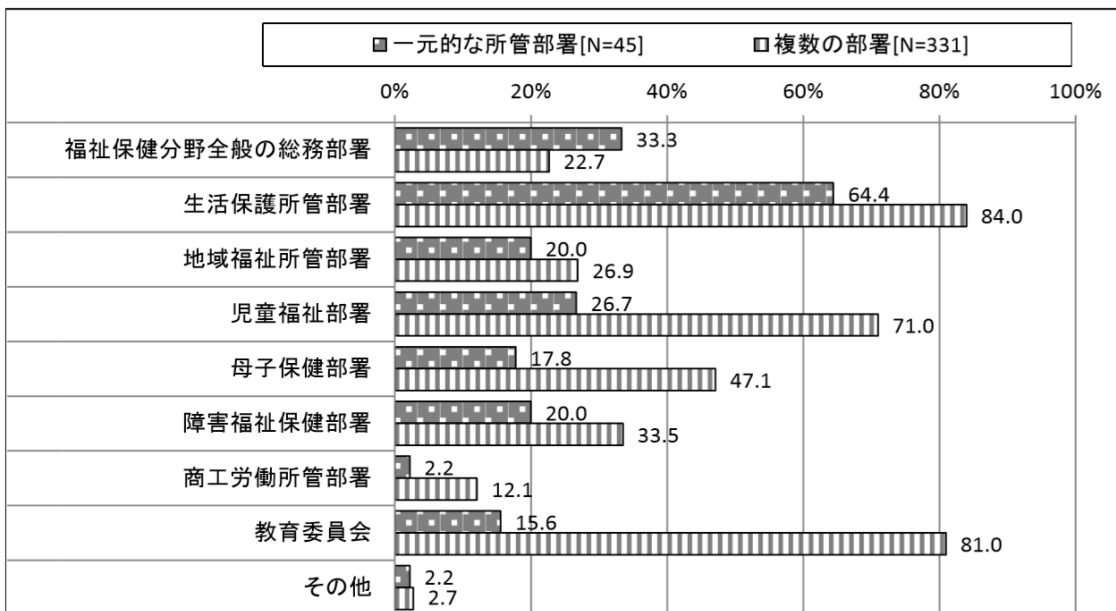
次にデータによる学習支援の実態を見る。厚生労働省が行っている学習支援事業で私たちが注目したのは、子ども・若者の貧困に対する学習支援に関わる町内体制や所管部署、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援事業に関わる自治体数などである。学習支援事業を行う中でどのくらい所管部署が関わっているのか、世帯要件によって学習支援対象は変わるのかを考えたい。

『平成 25 年度厚生労働省社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」報告書』¹⁴⁾によると厚生労働省平成 26 年度セーフティネット支援対策事業補助金（社会福祉推進事業）子ども・若者の貧困問題に関わっている部署は、①福祉保健分野全般の総務部署②生活保護所管部署③地域福祉所管部署④児童福祉部署⑤母子保健部署⑥障害福祉保健部署⑦商工労働所管部署⑧教育委員会の 8 つが主である。その中で、子ども・若者の貧困問題に対する町内体制として、「一元的な所管部署がある自治体」は 4.4%、「分野に応じて複数の部署で対応している自治体」は 32.6%、「明示的な所管部署はない自治体」が 60.9%である（図 1）。このことから、子ども・若者の貧困問題に対するはっきりとした所管部署がないところが多くあるということがわかる。また、一元的な所管部署がある自治体と分野に応じて複数の部署に分かれている自治体で関わる部署が変わってくるのが分かった。一元的な所管部署がある自治体では「生活保護所管部署」が 64.4%と最も多く、半分以上の自治体に関わっていた。次に「福祉保健分野全般の総務部署」が 33.3%、「児童福祉部署」が 26.7%となっており、関わっている部署に偏りが見られた。分野に応じて複数の部署で対応している自治体では、「生活保護所管部署」が 84.0%と最も多かったが、次いで「教育委員会」が 81.0%、「児童福祉部署」が 71.0%と様々な部署に関わっていることがわかった。そして、一元的な所管部署と複数の部署の共通している部署として「生活保護所管部署」と「児童福祉部署」が多く関わっていることがこの結果からわかる（図 2）。



(出所) 平成 25 年度厚生労働省社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」報告書 (P9)より

図 1 庁内体制



(出所) 平成 25 年度厚生労働省社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」報告書 (P9)より

図 2 子ども・若者の貧困問題について関わっている部署

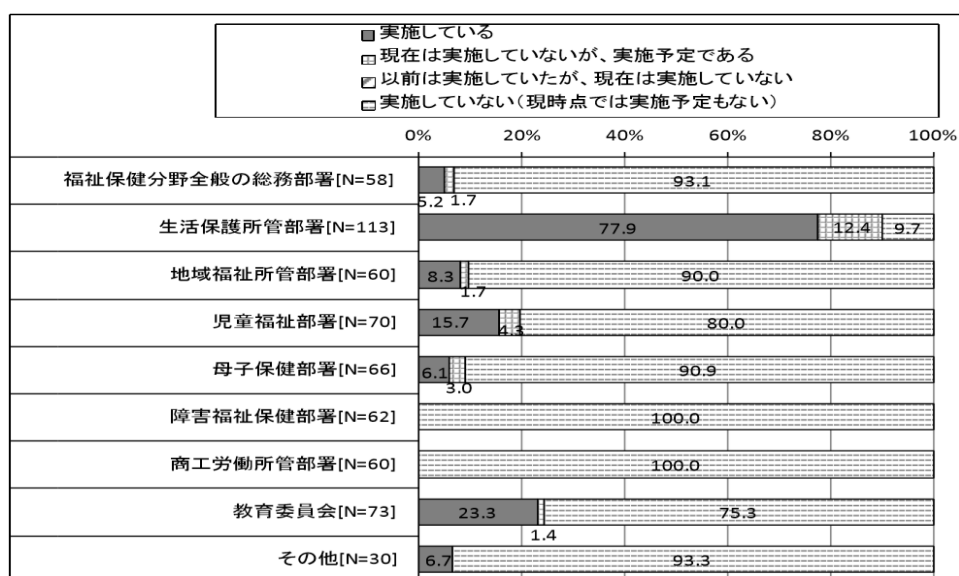
生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援事業（就学援助等、金銭的な援助のみを行っている事業は除く）では、何らかの取組を実施している自治体の割合は全体で 12.9%であった。人口別にみると 30 万人以上である自治体が最も多く、71.6%が行っていた（表 1）。また、自治体別でみると、関わっている部署は、福祉保健分野全般の総務部署や生活保護部署、地域福祉所管部署、児童福祉部署、母子保健部署、教育委員会と 6 つの所管部署となる。特に生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援事業を実施している自治体では「生活保護所管部署」が最も実施している割合が高く 77.9%と「教育委員会」の 23.3%との差が大きく表れている。また、「障害福祉保健部署」と「商工労働所管部署」

では全く実施されていなかった。(図3)

表1 生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援事業の実施状況(人口規模別)

人口規模	回答自治体数	実施自治体数	実施率
30万人以上	67	48	71.6%
10万人以上30万人未満	145	40	27.6%
10万人未満	798	42	5.3%
全体	1,010	130	12.9%

(出所) 平成25年度厚生労働省社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」報告書(P12)

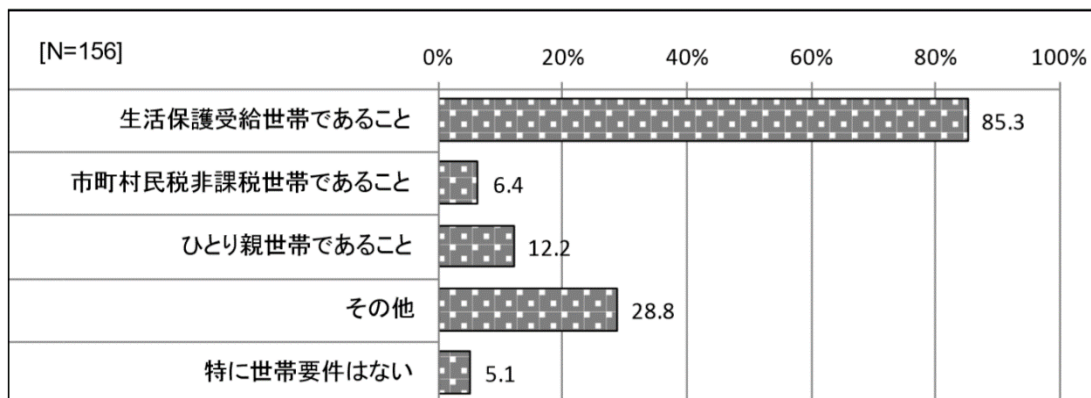


(出所) 平成25年度厚生労働省社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」報告書(P12)

図3 生活困窮家庭の子どもを対象とした学習事業の実施状況(部署別)

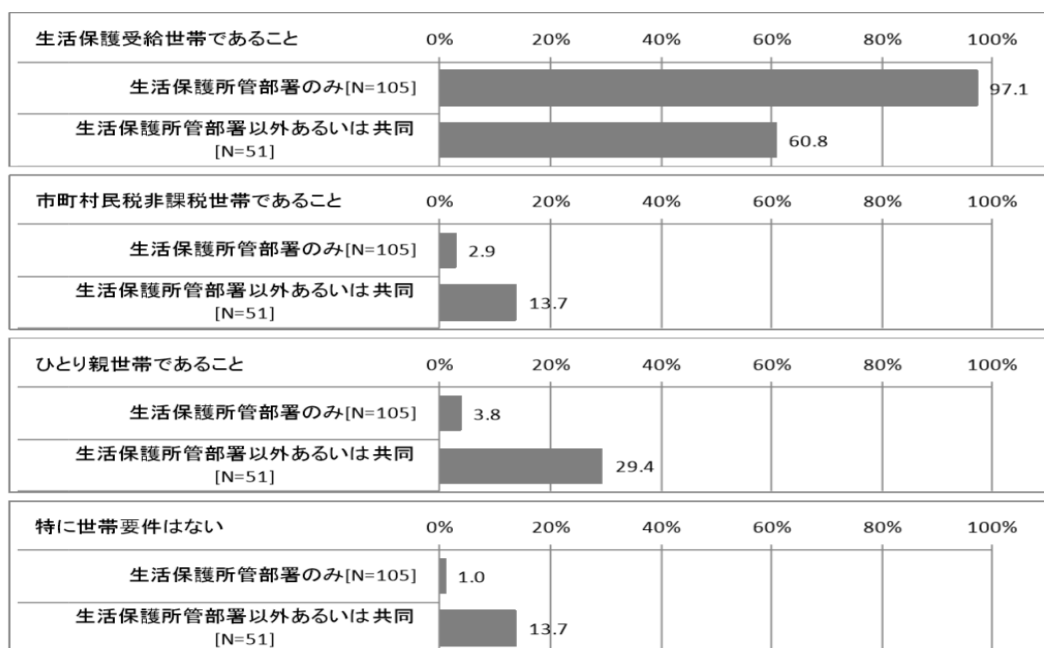
事業の対象となる世帯要件としては、①生活保護世帯であること②市町村民税非課税世帯であること③ひとり親世帯であること④その他⑤特に世帯要件はない、の5つに分けられる。その中で、85.3%と「生活保護世帯であること」が最も多く、生活保護を受給している家庭ではないと事業対象にならないことがわかった。また、この表から「ひとり親世帯であること」は28.8%と低く、事業対象者が狭いということがわかる。(図4) 「生活保護所管部署のみ」で行っている事業で事業の対象となる子どもの世帯要件に注目してみると、「生活保護世帯であること」が最も数値が高く97.1%であり、それ以外の「市町村民税非課税世帯であること」や「ひとり親世帯であること」、「特に世帯要件はな

い」はほとんど関わっていなかった。逆に、「生活保護所管部署あるいは共同」で行っている事業では、「生活保護受給世帯であること」が最も多く 60.8%であったが、それ以外にも「町村民税非課税世帯であること」は 13.7%や「ひとり親世帯であること」が 29.4%ということから、複数の部署が関わっているほうが、対象とする範囲が広がることが分かった。(図 5)



(出所) 平成 25 年度厚生労働省社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」報告書 (P18)

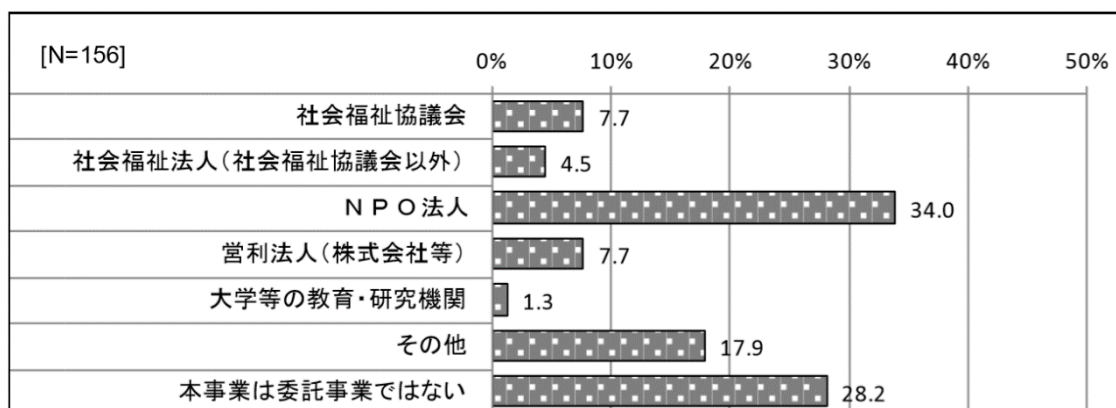
図 4 事業の対象となる子どもの世帯数



(出所) 平成 25 年度厚生労働省社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」報告書 (P19)

図 5 所管部署×事業の対象となる子どもの世帯要件

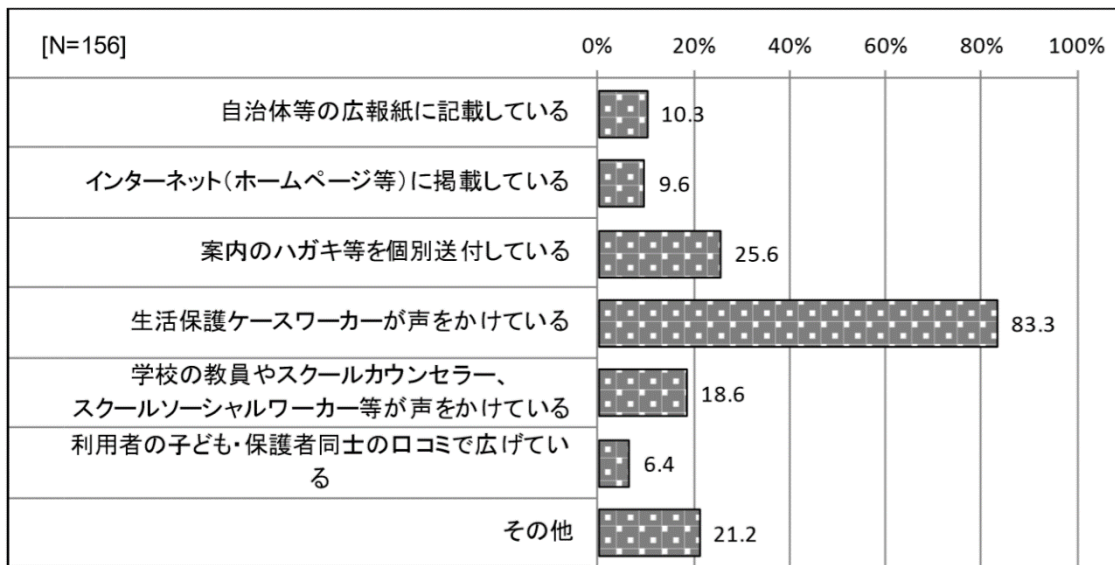
事業の委託先（実施機関）として、①社会福祉協議会②社会福祉法人（社会福祉協議会以外）③NPO 法人④営利法人（株式会社等）⑤大学等の教育・研究機関⑥その他⑦本事業では委託事業ではない、の7つの機関が関わっている。事業委託先（実施機関）として最も多かったのは34.0%の「NPO 法人」だが、28.2%は「委託事業ではない」と委託している事業と委託していない事業どちらもあることがわかった。（図6）



（出所）平成25年度厚生労働省社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」報告書（P22）

図6 事業委託先（実施機関）

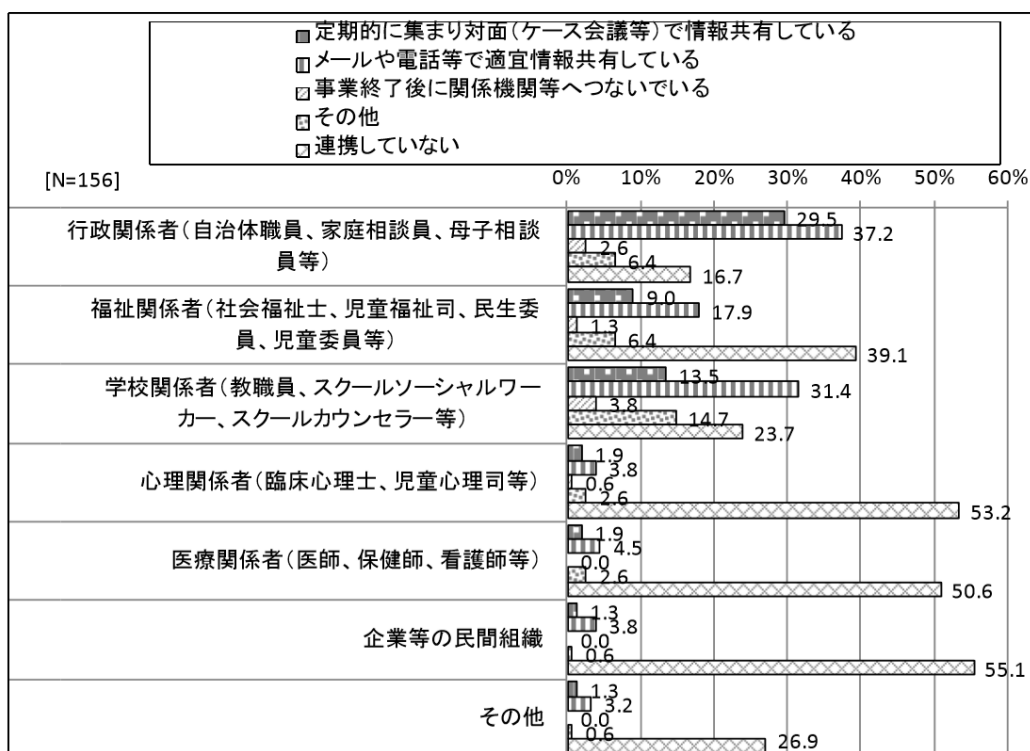
学習支援事業を行っていても生活困窮家庭の子どもが学習支援をしていることを知らなければ意味がない。厚生労働省の調査での事業への参画を促す方法として、①自治体等の広報紙に記載している②インターネット（ホームページ等）に掲載している③案内のハガキ等を個別送付している④生活保護ケースワーカーが声をかけている⑤学校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が声を掛けている⑥利用者の子ども・保護者同士の口コミで広げている、などの6つの方法が挙げられている。最も多かったのは「生活保護ケースワーカーが声をかけている割合」で83.3%であった。次に「案内のハガキ等を個別送付している割合」で25.6%となっていた。生活保護ケースワーカーが直接声を掛けることが一番届くことがわかる。それに対し、「学校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が声をかけている割合」は18.6%とかなり低い（図7）。学習支援事業こそ学校の教員やスクールソーシャルワーカー等から紹介し、学習についていけない子どもたちに手を差し伸べるべきではないかと筆者は考える。



(出所) 平成 25 年度厚生労働省社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」報告書 (P30)

図 7 事業への参画を促す方法

学習支援に関わる関係者には①行政関係者（自治体職員、家庭相談員、母子相談員等）②福祉関係者（社会福祉士、児童福祉司、民生委員、児童委員等）③学校関係者（教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等）④心理関係者（臨床心理士、児童心理司等）⑤医療関係者（医師、保健師、看護師等）⑥企業などの民間組織、がある。その関係者との連携方法として、定期的に集まり対面（ケース会議等）で情報共有しているところやメールや電話等で適宜情報共有している、事業終了後に関係機関等へつないでいる、連携していない等が挙げられていた。また、関係者との連携状況については「定期的に集まり対面（ケース会議）で情報共有している」という関係者は、行政関係者（自治体職員、家庭相談委員、母子相談員等）が最も多く 29.5%、2 番目に学校関係者（教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等）が 13.5%、3 番目に福祉関係者（社会福祉士、児童福祉司、民生委員、児童委員等）の 9.0%となっていた。「メールや電話等で適宜情報共有」している最も多かった関係者は 37.2%の行政関係者であった。この結果は行政関係者を軸にして注目しても最も割合が高く、直接ではないが連携はしっかりしていることがわかる。次に学校関係者の 31.4%、福祉関係者の 17.9%とこの 3つの関係者は何かしらの方法で情報を共有していることがわかった。それに対し、心理関係者（臨床心理士、児童心理司等）や医療関係者（医師、保健師、看護師等）、企業等の民間企業はほとんど連携していないことがわかった。（図 8）



(出所) 平成 25 年度厚生労働省社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」報告書 (P33)

図 8 関係者との連携状況

第 3 節 横浜市の学習支援

第 1 項 市や区が行っている支援

横浜市では、平成 28 年に「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を策定した。これは、平成 26 年に国によって施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえたものである。また、横浜市で今まで実施されてきた、「横浜市子ども・子育て支援事業」、「第 2 期教育振興基本計画」を基に、子どもの貧困対策に関する取り組みを改めて整理し、横浜市の子どもの貧困対策の基本目標やこれから行っていく施策について示されている。この計画の策定理由として、横浜市は「横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれ、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐために、実効性の高い施策を展開していくこと及び、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として計画を策定します。」としている²⁰⁾。

その計画の中で、横浜市の貧困に関する状況として、「ひとり親世帯や、生活保護を受給する世帯の数は増加傾向にある」とされ、また「子どもの貧困は、保護者の経済的な困窮

に加えて、様々な困難と結びついていることが多い。保護者の抱える困難が、子どもの育ちに影響を与え、困難状況が親から子に引き継がれる『世代間連鎖』がある」ことについて示唆している。そのような連鎖を断つため、横浜市では、「学力保障及び福祉の連携」に視点をあて、取り組んでいくとしている。具体的には、1. 小・中学校における学力保障、2. 教育・福祉の連携による自動・生徒支援、3. 高校進学に向けた学習支援、4. 高校進学後の学習支援と支援ネットワークの強化の4つが挙げられている。この中で3.高校進学に向けた学習支援では、横浜市が平成26年から行っている、「寄り添い型学習支援」について触れている。この学習支援事業に参加した子どもたちの高校進学率は、生活保護世帯全体と比較すると、向上し、成果を上げているとある。しかし、課題もあり、生活保護世帯の中学3年生のうち、参加している子供は全体の3分の1であり、会場が遠い等の理由で参加したくても出来ない子どもがいるという現状もあるという。また、この「寄り添い型学習支援」では大学生のボランティアスタッフが中心となって子どもたちに勉強を教えているため、子どもたちと大学生の関わり場や子どもたちの将来のモデルを見つける場としての役割を担っている一面もある。

また、子ども貧困対策の基盤として、5つの施策の柱を立てている。その中の3つ目、施策3には「貧困の連鎖を断つ」とあり、そこでの取り組みとして学習支援と進学支援・就学継続支援をするとある。そこでの主な取り組みとしてもまた「寄り添い型学習支援事業」が挙げられている。

横浜市での子どもの貧困対策に関する取り組みとしてこの「寄り添い型学習支援」が大きな役割を担っているのではないかと考え、ここから、「寄り添い型学習支援」について書いていく。

横浜市寄り添い型学習支援事業は、平成25年に国が策定した生活困窮者自立支援法に基づき、「生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもの将来の自立に向けた基盤づくりのため、高等学校等への進学に向けた学習支援を実施する」²¹⁾としている。この事業の実施主体は区であり、横浜市の18区すべてで実施されている。対象者については「(1)生活保護受給世帯の中学生及びその保護者、(2)現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することのできなくなるおそれのある家庭に育つ中学生及びその保護者、(3)日常生活習慣の形成、社会性育成のための支援を必要とする家庭に育つ中学生及びその保護者、(4)外国語を母語としているなど日本語での学習に支援が必要な中学生や、ひとり親家庭の中学生のうち、生活困窮や養育に課題がある者及びその保護者、(5)その他、過去に本事業を利用して高等学校等へ進学した者、前4号に準ずる状態にある小学生及びその保護者など、福祉保健センター長(以下、「センター長」という。)が本事業による支援を必要と認める者」とされている。高校進学のための支援が中心であるため、支援の対象は中学生が中心となっていることがわかる。支援の具体的な内容としては、(1)高校受験のための進学支援、(2)学校の勉強の復讐、(3)基礎的な内容の学び直し、とされており。またこの他に、センター長と運営法人と協議のうえで、

高校進学後の学習支援を行うこともできる。このように、生活困窮家庭での貧困の連鎖を断つため、まずは高校への進学に向けた支援を進めている。

また、横浜市では「寄り添い型学習支援（以下学習支援）」の他に、「寄り添い型生活支援（以下生活支援）」²²⁾の取り組みをも行われている。この「生活支援」と「学習支援」違いとしては、まず対象者が学習支援では中学生だったのに対し、生活支援では中学生の他に小学生も対象となっており、支援の年齢層が広がっている。支援内容としては、具体的には基本的なコミュニケーションの取得、簡単な調理、手洗い・うがいなど基本的な生活習慣を整えるための支援である。また、子どもたちが安心して過ごせる居場所としての役割ももっている。生活支援以外にも宿題のサポートや、予習などの学習支援も行う。また、開設日・開設時間については、学習支援が週2日から4日、1日2時間であるのに対し、生活支援は週5日、1日5時間を基本としている。生活支援の方が原則としている支援時間や日数が多く、学習支援より長い時間子どもたちに寄り添った支援をすることができると考える。

横浜市では、「寄り添い型学習・生活支援」により、生活保護を受けている家庭の子どもたちに支援を行っていることがわかった。

第2項 地域で行っている支援

地域で行われている学習支援に関わる団体として社会福祉協議会²³⁾がある。社会福祉協議会とは、「民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織」である。これは、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置された。この組織は、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもとで行われている活動である。また、地域の人が安心して住み慣れたまちで生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指している。また、社会福祉協議会は全国社会福祉協議会の他に、各都道府県と各市区町村にも必ず設置されている組織である。さらに、横浜市には地区社会福祉協議会もある。

全国社会福祉協議会とは地区、市区町村、都道府県の社会福祉協議会の全国段階として設置されている。ここでは、全国の福祉関係者や福祉施設等事業者の連絡・調整や社会福祉の様々な制度改善に向けた取り組み、社会福祉に関する図書・雑誌の刊行、福祉に関わる人材の養成・研修というような事業を通じて国の社会福祉の増進に努めている。また、アジア各国の社会福祉への支援など福祉分野の国際交流にも努めている。具体的には、制度・政策、社会福祉協議会、地域福祉・ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、高齢者の福祉、障害者の福祉、子どもの福祉、国際福祉に分野別に分けて取り組んでいる。特に、子どもに関する取り組みとして、「子どもの福祉」と「地域福祉・ボランティア」がある。「子どもの福祉」では、子ども・子育て支援施策の対応として、す

すべての子どもの健やかな育ちを保障する取り組みを行っている。これは、地域を基盤として多様な関係機関との協働をベースにした取り組みが求められている。また、社会的課題として取り組まれている「子どもの貧困」への対応では、地域で取り組みをしている様々な団体との連携により、各地で柔軟な取り組みが展開できるように情報提供などの支援に取り組んでいる²⁴⁾。

「地域福祉・ボランティア」では「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある」生活困窮者に対して、生活や就労等の幅広い相談支援を行う自立相談支援事業の受託をしている。自立相談支援事業は、自治体の直営あるいは民間団体への委託により行われており、委託先の約8割は社会福祉協議会となっている。また、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業が、生活困窮者自立支援制度にもとづく自治体の任意事業として実施されている。特に生活福祉資金貸付事業による実績があることから、家計相談支援事業については、社会福祉協議会が受託している割合は高くなっている。そのため、地域福祉の推進の中核的役割を担う社会福祉協議会が、この制度の推進において果たすべき役割は大きい²⁵⁾。

都道府県福祉協議会では、都道府県単位で地域福祉の充実を目指した活動を行っている。具体的には、経済的な支援を必要とする方に、生活や就業等に必要な資金（生活福祉資金）を低利で貸し付けている。近年では、各種貸付制度（介護福祉士修学資金等貸付制度、保育士修学資金貸付等制度、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度）も実施されている。経済的な支援を必要とする方がたには、生活や就業等に必要な資金（生活福祉資金）を低利で貸し付けています。近年は、各種貸付制度（介護福祉士修学資金等貸付制度、保育士修学資金貸付等制度、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度）も実施しています。また、福祉関係者に対する専門的な研修事業の実施や市区町村社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携によるボランティア活動の振興等にも取り組んでいる。福祉への理解をすすめるために小中高校における福祉教育の推進や「福祉人材センター」における福祉の仕事に関する求人・求職情報の提供等の様々な事業も行っています。指定都市では、指定都市社会福祉協議会が市内の区社会福祉協議会と連携を図りながら、都道府県社会福祉協議会に準じた活動を行っている。

市区町村社会福祉協議会では、都道府県よりも身近な地域で活動している。様々な福祉サービスや多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社会福祉協議会が地域の特性を踏まえた独自の事業に取り組んでいる。また、地域のボランティアと協力して高齢者や障害者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」やボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしている。事業内容は市区町村によって異なるが、金沢区での取り組みを見てみよう。金沢区では地域の様々な立場の人たちが会員となり構成されているネットワーク組織である。具体的には、福祉活動団体や障がい当事者団体、ボランティア団体、自治会町内会、地区

社協、民生委員児童委員、福祉施設等が関わっている。このような組織で活動している内容としては、地区社協の支援やボランティアセンターの運営、食の支援、福祉教育の推進等を行っている。

最後に区社会福祉協議会である。これは、地域住民に最も身近な組織であり、地域の方が行っている組織である。また、地区社会福祉協議会は任意団体であるため、市区町村のように必ずどの地区にもあるというわけではない。例えば、港北区にある地区社会福祉協議会では、区社会福祉協議会から支援を受けて、住民に対する福祉活動や支援団体の発掘、支援、助成を行っている。また、この地区では連合町内会・各町内会・青少年指導部や子ども会の会などの事業部や保護司等の住民組織及び個人が活動している。また、地域福祉・保健に関わっている民生児童委員や保健活動推進委員等も活動している。

第3章 学習支援の実際に関する研究

第1節 調査目的・調査方法

横浜市の各区で行われている学習支援の取り組み内容、現状について調査した。この調査から地域での学習支援の現状や課題について明らかにしていく。

調査方法については、横浜市の港北区、都筑区、金沢区のそれぞれの区で行っている学習支援について取り上げる。本研究では、港北区のA学習会、都筑区のB学習会、金沢区のC学習会を対象に、2018年11月から12月にインタビュー調査をおこなった。調査は、調査対象者へ調査に関する倫理的配慮を説明するとともに、調査内容を理解していただいたうえで、対象者から書面にて同意をいただいております。倫理的配慮と同意書はゼミ担当教員の指導のもと作成をした。自由な意思で調査に参加していただいた。インタビュー項目は、①学習支援を始めたきっかけ、②事業内容、③今後の課題等の内容で構成した。

第2節 調査結果

第1項 横浜市港北区にあるA学習会での活動状況

【港北区の概要】

横浜市港北区の面積は31.37km²で人口は344,261人、世帯数163,484の区である²⁶⁾。
《世帯数及び人口については平成27年10月1日現在（平成27年国勢調査人口速報集計結果）》また、港北区の年少人口は43,222人と他の区と比べると多く、市内で2位となっている。しかし、総人口に占める割合を見てみると、横浜市全体の割合よりも低く12.8%となっている（表2）（年少人口は0歳～14歳の人口）²⁷⁾。
また、年齢を3区分に分けてみると、港北区は15歳未満が12.4%と一番少ないことがわかる（図9）²⁸⁾。

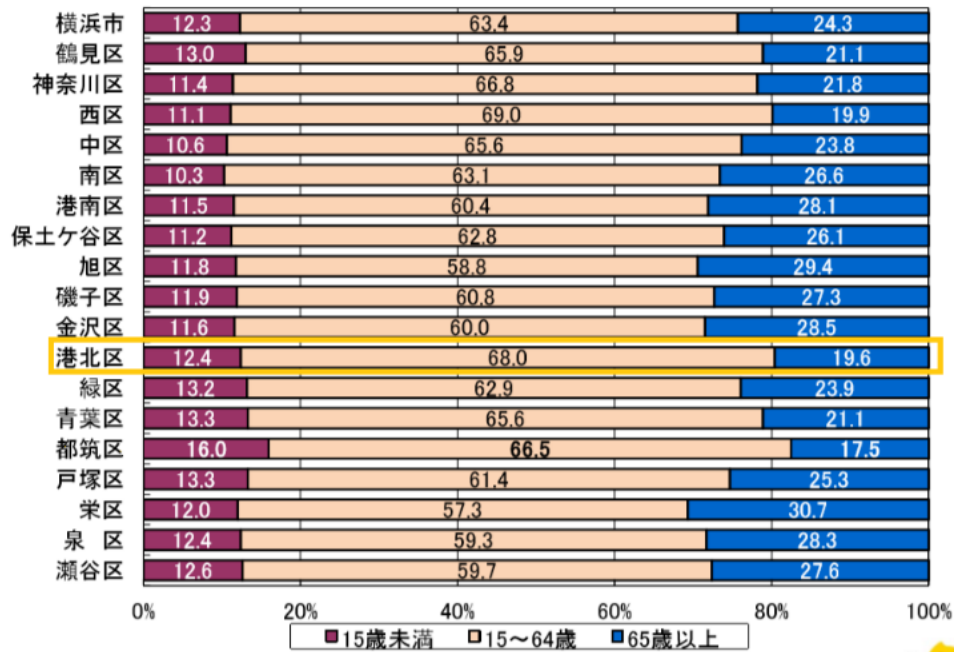
表2 区別年少割合

区分	計(人)	男	女	割合(%)
鶴見区	37,978	19,470	18,508	13.3
神奈川区	27,604	14,123	13,481	11.9
西区	10,793	5,497	5,296	11.1
中区	16,308	8,356	7,952	10.9
南区	21,118	10,798	10,320	10.6
港南区	26,657	13,615	13,042	12.2
保土ヶ谷区	23,892	12,296	11,596	11.7
旭区	31,038	15,932	15,106	12.4
磯子区	19,831	10,213	9,618	12
金沢区	24,893	12,756	12,137	12.2
港北区	43,222	22,085	21,137	12.8
緑区 2	25,377	12,985	12,392	14.2
青葉区	44,193	22,606	21,587	14.4
都筑区	36,905	19,137	17,768	17.5
戸塚区	38,525	19,646	18,879	14
栄区	15,928	8,236	7,692	12.8
泉区	20,490	10,597	9,893	13.1
瀬谷区	17,332	8,837	8,495 1	3.7
横浜市	482,084	247,185	234,899	13.0

(出所) 平成 27 年 港北グラフィック P10 より (平成 26 年 9 月 30 日現在 登録人口)

②年齢三区分別人口構成比（平成30年1月1日現在）

資料：政務局統計情報課
「～平成29年中の人口動態と
平成30年1月1日現在の年齢別人口～」



(出所) 統計で見るつづき 2017(平成29)年度 P8 より

図9 年齢3区分別人口構成比

【活動開始のきっかけ】

港北区で行っている学習支援はどのような機関が関わり、どのような目的で行われているのかを調査した。A 学習会は平成29年の4月から開始された。きっかけは、平成28年夏ごろに町内会館内にある談話室に集まっていた数人で話しているときであった。談話室とは、町内会館の中にある誰でも行けるみんなの場所のことである。その場にいた人は子ども食堂の経験者であったり社会福祉協議会で働いている人、民生委員、主任民生委員児童委員、小学生未満を担当しているボランティアの代表、高齢者のボランティアの代表等で、もともと子どもの貧困格差を意識している人が多かった。また、子どもの貧困問題や少子高齢化、社会問題に問題意識があった。「親の経済状況によって子どもが左右される」、「貧しいから勉強できない」等、勉強ができない・ご飯を食べることができない原因が子どもではなく大人にあり、そういう子ども達をどう救うかを考えていた。そこで、子どものために何か出来ないかと考え、こども食堂の話が話題となった。そして、港北区のA地区でも子ども食堂を始めたいという意見が出た。しかしながら、A地区の町内会館には十分な台所やこども食堂ができる設備がなかった。そこで、こども食堂以外で何か子どものために簡単にできることはないかと考えた。そして、学習支援なら場所があまりなくても教えることはできると考え、立ち上げたそうだ。目的としては、塾に通えないような経済的に厳しい家庭の子どもや不登校の子どもに居場所やコミュニケーションの場を作ってあ

げるといふものである。この目的は立ち上げるメンバーと相談し、全員が目線を同じになるようにしたそうである。対象は小学生としている。本当は中学生も行っているが、A 学習会は地域で立ち上げたものであるため、レベルが高くなることにより教えられる科目や子どもが限られてしまう。そのため、本当は中学生も対象にしたいと思う気持ちはあるが実行できていないそうである。また、A 学習会は一から学習支援を始めた。そのため、子どもに詳しい人や学習支援に詳しい人がおらず、最初は区社協から知識を得たり、学習会を行っているところに直接足を運んで見学したり学習支援をするための準備をした。さらに、学習支援の案が出された平成 28 年 11 月には、町内で会議を行い、主旨の確認や学習支援をやる上でのルール決め、子どもやボランティアの学生の募集等、今後何をしていくかを具体的に話し合い決めたそうである。特に子どもやボランティアの学生を募集するためのポスターには力を入れていた。ポスターの内容は一字一句意味を持たせ、何度も話し合いながら作成した。学習支援をやるには協力者が多く必要と考え、町内会の集まりなどでも話したそうである。しっかり手順を踏んで学習支援を実行する準備をした。また、学習をするにあたって必要な教材などは、「みんなの助成金」から支援金として年間 8 万円もらっているため、そのお金を使用したり学習支援を運営している人からもらったりして対応している。

【事業内容】

A 学習会では、工夫していることが 2 つある。1 つ目は「みんなの時間」というものである。「みんなの時間」は勉強をずっとやるのではなく、子どもたちが楽しく何かに取り組むための時間であり、コミュニケーションの時間を作っている。この取り組みは、A 学習会が始まる前から学習支援事業を行っている学習会をアレンジしたものだそうである。筆者らが参加した際は、「15 本の割りばしを使ってレオナルドの橋を作ってみよう！」をテーマとしていた。そこでは、ただ橋をみんなで作るだけでなく、作る前にレオナルドの橋とはどのようなものか、レオナルド・ダ・ヴィンチがどのような人なのかも説明をしていた。「みんなの時間」の内容は遊びでもあり学びにもなるものをテーマとなるように工夫をしている。しかしながら、参加者は小学校 1 年生～6 年生のため、全学年が楽しめるような内容を毎回考えなければならない。また、全学年を同じ場で行っているのかもまだ課題である。2 つ目は子どもが学習会に参加をする際に保護者と面談をしていることである。内容は保護者に対してのルール説明やどのように学習支援をしていくか、こどもの状況を聞くというものである。この面談を行うことで、兄弟がいて保護者が十分に見ることが出来ない子どもや学習意欲があるかないかなど様々な情報を得ることができる。この他に、年に 1 回総会を保護者に見てもらい意見を聞く機会や、まだ開催はしていないがさらに保護者に学習支援を理解してもらうために参観日を行う計画も進んでいる。このように、保護者の意見も取り入れより理解してもらえようことをしている。また、保護者だけでなく地域で活動しているため理事会の会議で学習会の報告をし、町全体が学習支援の存在を知っているようにしている。

【今後の課題】

学習支援を行うにあたって様々な困難や課題が出てきた。目的としている塾に通えないような経済的に厳しい家庭の子どもや不登校の子どもがまだ来れていないという問題である。学習支援を始めたころに子どもを集めるために、町内全体に回覧板を回して案内を行ったり、会議などで広める工夫をしていた。そのため、町内全体には1度は周知されているにも関わらずまだ来られていない子どもがいることが課題になっている。この課題に対しては主任児童委員に協力してもらい、貧困家庭に声をかけてもらうような対策を考えている。また、生活保護受給のない大家族やひとり親世帯の子ども達を見つける、来てもらうことが難しい。この課題についてはどう解決するかを考えているところである。

子どもと同様に学習支援を行うために必要な学生ボランティアが集まらないという課題もある(表3)。学習支援が始まる前も学生ボランティアが集まるかという不安要素の1つであった。学習支援が始まる前は、大学に直接行ってボランティアを募集した。最初は学校のどこに行ってお願ひしたらいいのかわからず大変だったそうだ。そして、ある日、区社会福祉協議会にボランティアをしたいという大学生から電話があり協力してくれることになった。そのおかげで学習支援を始めることができた。しかしながら、最近はまだボランティアが減ってきているため、学生ボランティアにどう周知するということが課題になっている。

表3 A学習会の参加人数(子ども・学生・運営者)

H29年度	在籍	参加人数										
		4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日にち												
小学生	24	11	13	9	7	16	17	17	15	13	16	16
小学1年生	2	0	0	0	1	1	1	0	2	2	2	1
小学2年生	5	1	1	2	1	5	4	5	5	3	3	4
小学3年生	6	3	4	3	2	4	4	3	3	1	4	3
小学4年生	2	0	1	1	1	2	1	1	1	0	0	0
小学5年生	7	6	6	3	2	4	6	8	4	6	6	7
小学6年生	2	1	1	0	0	0	1	0	0	1	1	1
学生 ボランティア	13	6	8	9	8	3	6	7	7	3	5	6
運営 スタッフ	7	7	6	5	6	8	6	6	7	7	7	8
地域支援関 係者	8	2	2	2	3	3	2	2	4	5	4	6
総計	44	24	27	23	21	27	29	30	33	28	32	36

(出所) A学習会によるデータ(平成29年度)より

A 学習会は小さいころから周りが支えて課題発見をするべきだと考えている。そのため、最終的にシングルマザー・ファザーの子どもや経済的に塾に通えないような子どもが、気軽に来て学べるような場所を目指している。町内会館に行ったら学生が勉強を教えてくれ、安心して通える場所にしたいと考えている。また、ふとした時に子どもが家で感じていることや困っていることを大人が受け止め、少しでも話せるような場所にしたい。社会福祉協議会が活動している限りずっとこのような取り組みは必要であり、続けたいと感じている。

第2項 横浜市都筑区にあるB学習会での活動状況

【都筑区の概要】

横浜市都筑区の面積は 27.88 km²で人口は 211,296 人、世帯数 81,678 の区である。《世帯数及び人口については平成 30 年 1 月 1 日現在（横浜市人口ニュース）》また、平均年齢を見てみると 41.2 歳、1 世帯あたり人員は 2.59 人と横浜市の中で一番若くて 1 世帯あたりの人員が多い区となっている（表 4）²⁹⁾。都筑区の年少人口は 36,905 人であり市内で 5 位となっている。さらに総人口に占める割合を見てみると、17.5%とやはり 0 歳～14 歳までが多いことがわかる（表 2）²⁷⁾。また、都筑区は他の区と比べると 15 歳未満の割合は高いが、年齢を三分区に分けて人口構成比をみてみると、65 歳以上の方が多く 15 歳未満は 16.0%と一番割合が低かった。（図 9）²⁸⁾。

表 4 人口・世帯数

①区別人口・世帯数 平成30年1月1日現在「横浜市人口ニュース」資料：政策局統計情報課

区分	面積(km ²)	世帯数	人 口			平均年齢 ※29.9.30現在	1世帯あたり 人 員	人口密度 (人/km ²)
			総 数	男	女			
横 浜 市	435.29	1,674,601	3,733,084	1,855,789	1,877,295	45.3	2.23	8,576
鶴 見 区	32.38	136,090	288,966	149,283	139,683	43.7	2.12	8,924
神 奈 川 区	23.59	122,426	241,606	122,740	118,866	44.5	1.97	10,242
西 区	6.98	53,060	100,048	50,676	49,372	44.3	1.89	14,334
中 区	20.93	79,929	149,155	78,258	70,897	46.2	1.87	7,126
南 区	12.63	97,519	194,974	97,012	97,962	47.3	2.00	15,437
港 南 区	19.86	92,159	213,956	104,894	109,062	47.4	2.32	10,773
保 土 ヶ 谷 区	21.81	94,817	206,515	102,753	103,762	46.4	2.18	9,469
旭 区	32.78	104,247	245,756	119,104	126,652	47.5	2.36	7,497
磯 子 区	19.02	75,869	166,515	81,873	84,642	46.8	2.19	8,755
金 沢 区	30.68	87,632	200,033	97,877	102,156	47.4	2.28	6,520
港 北 区	31.37	166,366	348,737	176,227	172,510	43.2	2.10	11,117
緑 区	25.42	76,130	181,215	89,195	92,020	44.5	2.38	7,129
青 葉 区	35.06	127,123	309,880	150,772	159,108	43.8	2.44	8,839
都 筑 区	27.88	81,678	211,296	105,441	105,855	41.2	2.59	7,579
18区中の順位	7位	11位	8位	7位	8位	1番若い	1位	11位
戸 塚 区	35.70	115,970	277,016	135,690	141,326	45.3	2.39	7,760
栄 区	18.55	51,122	120,887	58,995	61,892	47.8	2.36	6,517
泉 区	23.56	61,448	152,984	74,749	78,235	46.7	2.49	6,493
瀬 谷 区	17.11	51,016	123,545	60,250	63,295	46.3	2.42	7,221

※平成27年国勢調査の結果についてはP66をご参照ください

(出所) 統計で見つづき 2017(平成29)年度 P5より

【活動開始のきっかけ】

都筑区で行っている学習支援はどのような機関が関わり、どのような目的で行われているのかを調査した。B 学習会は約 3 年前の平成 27 年の 4 月から開始された。きっかけは、現在 B 学習会の代表を務めている方が自宅で元々学習についていけない子どもの勉強を見てあげていたがどんどん子どもが増えていったことである。また、学習についていけない子どもがたくさんいることを知り、学校のコミュニティハウスでやることを決めたそうだ。そして、社会福祉協議会にボランティア団体の登録をし、場所とボランティアの確保をした。最初の 1 年間は B 学習会の代表とボランティア 2 人の合計 3 人の講師で子どもたちに勉強を教えていた。現在ではボランティア講師は約 8 名まで増えたそうだ。ボランティアは元学校教師や元塾教師など子どもとたくさん関わってきて来た方が多くいる。また、まだ仕事をしている方もいて、休みの日曜日にボランティアをしに来ているそうだ。目的としては学校に行きづらい子どもや学習についていけないような子どもに勉強が楽しいと思ってもらうこと。自分に自信を持ってもらうことである。

【事業内容】

B 学習会では小学校 4 年生～高校生までを対象としている。教えている科目は基本として算数・数学と英語にしているが、生徒が持ってきた他科目（理科や社会）もできる範囲で教えるようにしている。講師と生徒はできるだけ 1 対 1 になるようにし、その生徒のことを深く知るようにしている。そこでコミュニケーションをとり、生徒との信頼関係を築くようにしているそうだ。また、教材は生徒の進度を講師がみて、保護者と相談して購入してもらおうようにしている。逆に保護者から教材の相談が来ることもある。これは、保護者との信頼関係が築けているからだと感じている。勉強の後にはおやつタイムがある。おやつタイムは、普通のお菓子だけでなく必ず 1 つは手作りのおやつがあり、家庭感を出すように工夫しているようだ。手作りのおやつは、ボランティアスタッフが作るものもあるが、生徒の保護者が作ることや保護者から頂いた野菜や果物をアレンジして作ったりもするそうだ。

【今後の課題】

困った人や貧困な子どもで探してしまうと本当に困っている子どもが来づらくなるのではないかと考えている。そのため、どのように声を掛けていくべきなのかが課題である。その課題に対して、現在は情報の発信としてチラシやブログ、学校に回るなどを行っている。B 学習会の方は「生徒まで伝わらなくても、学校の先生の頭の中に学習支援をやっているということだけでも入れておきたい。」と考えている。また、学習会に一度来てそれ以降来ない子どもや様々な事情で来れなくなってしまった子どもに何もできなくなるのが課題であると考えている。そのため、長く通ってもらうためにどうしていくかが課題となる。

今後は今の状態でいいからずっとこの取り組みを続けていきたいと思っている。困っている子ども達がいつでも気軽に来られる場所にしたいと考えている。また、学校と連携して学校の集団授業で授業についていけなくなった子どもに対しての支援や対応ができるようにしていきたいと考える。学校生活や勉強がもっと楽しくなるような取り組みにしていきたい。それと同時に、小学校や中学校でも集団授業で全員が理解できるような取り組みをしてほしいと考えている。学校以外の環境に頼りすぎていると考えているため、もっとボランティア以外で学習についていけない子どもに対するフォローをする場ができることを願っている。

第3項 横浜市金沢区にあるC学習会での活動状況

横浜市金沢区は面積30.68km²、人口199,104人、世帯数88,007の海に面した区である³⁰⁾。《平成30年12月1日現在》金沢区は他の区と比べると、年少人口の割合が低く、老年人口の割合が高くなっている。特に老年人口の割合は横浜市の区の中でも3番目に高くなっており、金沢区の特徴のひとつとなっている。(図9)²⁸⁾また、金沢区の年少人口は24,893人であり、総人口に占める割合を見てみると、12.2%と少なくなっていることがわかる。

(表2)²⁷⁾

また、金沢区における小学校の児童数が10,261人、中学校生徒数5,503人、高等学校生徒数5,370人となっている。《いずれも平成28年度》³¹⁾このデータから、小学校児童数に比べ、中学校・高等学校生徒数が半数近く少なくなっていることがわかる。

金沢区の生活保護世帯は1,606世帯と横浜市の区の中では少なくなっている。(表5)³²⁾

表5 区別被保護世帯数及び被保護人員数

		人口	保護世帯	保護人員	保護率 (%)
横浜市		3,728,124	53,684	70,475	1.89
鶴見区		287,775	5,386	7,171	2.49
神奈川区		240,446	3,121	3,927	1.63
西区		99,025	1,538	1,857	1.88
中区	寿		5,654	5,728	
	一般		2,829	3,536	
	小計	148,743	8,483	9,264	6.23
南区		194,724	6,046	7,648	3.93
港南区		213,797	2,233	3,116	1.46
保土ヶ谷区		206,474	2,933	4,065	1.97
旭区		246,079	3,497	4,851	1.97
磯子区		166,585	2,204	2,934	1.76
金沢区		200,211	1,606	2,241	1.12
港北区		347,419	2,786	3,579	1.03
緑区		180,825	2,058	3,069	1.70
青葉区		310,094	1,826	2,443	0.79
都筑区		211,385	1,244	1,760	0.83
戸塚区		276,061	2,665	3,709	1.34
栄区		121,120	1,158	1,593	1.32
泉区		153,406	2,323	3,265	2.13
瀬谷区		123,955	2,577	3,983	3.21

(出所) 神奈川区ホームページより (平成29年4月現在)

【活動開始のきっかけ】

元々認定NPO コロンブスアカデミーではひきこもりや不登校の子どもを対象に自立支援や地域活動拠点など様々な支援を行っていた。そのような中、金沢区で寄り添い型学習支援の運営法人の募集が出されたことから、それを受託し、金沢区での支援がはじまった。C 学習会で学習支援が始まったのは平成26年1月ごろで、本格的に開始したのは同年4月ころだそう。その2年後、平成28年1月には生活支援事業を受託し、同年4月から現在の寄り添い型学習・生活支援、両方の事業を開始した。このように以前は学習支援事業だけだったが、今は生活支援事業も行っており、学習だけでなく、生活の支援も行っている。

【事業内容】

C学習会は金沢区内にあるビルの4階で活動している。そのビルの1階には同じく認定NPO コロンブスアカデミーが運営している、青少年の地域活動拠点 K 施設がある。このように区の場所を借りるのではなく、拠点を持って活動している。毎週火・水・金は13時から20時、木は13時から18時、土曜11時から18時に行っている。(日・月・祝日は休み)

対象学年は、小学校高学年～高校3年生(学習支援事業のみの時は中学生と高学年のみだった)。また、対象世帯は生活保護受給者と生活困窮者の基準を満たしたもの(区役所で登録された者が支援を受けることができる。)となっている。

現在、利用している子どもの人数は全体で45名、1日の利用人数は日によって違い、毎週水曜と金曜が多く利用するそうだ。

C学習会では、1階にある K 施設は登録などはいらないので、C学習会に通う子どもたちも利用することができる。K施設で行われるイベントにC学習会の子どもたちも通うことがあるそうで、連携をしているそうだ。また、寄り添い型学習・生活支援は区から受託しているので、区との連携が重要になってくるという。区と学校、そしてC学習会が同じ方向性で支援していくことが大切だそうだ。

学習支援では、教材や卒業した子どもから貰った使わない教科書を塾内に置き、子どもたちが手ぶらで来ても十分に学習できる場を作っている。机はみんなで宿題を並べて勉強できるような大きな机から、集中して勉強できる壁がついた1人用の机が設置されている。また、今年から、受験生のみ全国模試を1回無料で受けられるようにしたそうだ。また、大学生の学習ボランティアをしてもらうことで、大学の生活や勉強などの情報提供の場となり、普段関わることのない大学生を身近に感じてもらい、これから進路を考えていく中高生のモデルとなってもらいたいという願いがこめられている。貧困家庭の子どもはその親も大学や高校に進学していないことが多いため、このような大学生と関わるができる機会はこれからの進路を考えるうえで貴重な体験となる。教えるのは学生ボランティアだけでなく、高校生や中学生などの子どもたちが下の学年の子どもに、教える側に回ることもあるそうだ。教えてもらうばかりではなく、教える体験をすることで、『感謝される喜び』を知るきっかけとなり、自分自身の学びにも繋がるそうだ。また、子どもたちは塾から帰る前に一人ひとり「振り返りノート」を書いている。内容は、学習の計画、できたこと、振り返り(反省)で、それに対しスタッフがコメントを一言書く、という取り組みを行っている。これは、学校の方がC学習会に来た際にアドバイスを頂き、採用したそうだ。そして、塾に来た子どもたちはポイントカードにポイントを押すことができるそうだ。子どもが学習に対する意欲を向上するため様々な工夫がなされていることがわかった。

生活支援では、塾内に流し台、コンロがついたキッチンがあり、生活感が溢れている。また洗面台には子どもたちのために歯磨きセットが人数分用意されており、家庭の状況で歯を磨くという生活習慣が無い子どものために用意したという。歯ブラシやコップに

はに子供たち一つひとつの名前が書かれており、そうすることによって自分の居場所であるという安心感が得られるそうだ。毎週土曜日には、設置された流し台やコンロを実際に使い、食事を作る「土曜日ごはん」という取り組みをしている。メニューから考え、実際に調理をして、後片付けまでするそうだ。生活困窮にある家庭の子どもたちはコンビニの弁当などで済ませてしまうことも多いそうで、料理をするという経験も貴重である。料理の楽しさや人と一緒に食べる楽しさを子どもたちに知ってもらうことができる取り組みである。また子どもたちが将来自立するための援助にもなっている。またC学習会内は季節にあわせて壁面を飾ったり、その時期に合わせたイベントも、おこなっている。クリスマス会、花火大会などもC学習会では行われているそうだ。

C学習会では、生活支援が貧困世帯の子どもたちにとって大切な支援になると考えている。ひとり親家庭や生活困窮家庭では学校終わりに子どもが家に帰っても、親が働きに出ていて、家にいないことが多い。また、学校でも学習に遅れが見られたり、不登校になってしまう子どももいる。そんな子どもたちにとって、このC学習会が「安心できる場所」「帰ってきたい場所」等、家や学校以外のもうひとつの「居場所」となることを願い、支援を考えているという。C学習会では、不登校の子どもも通いやすいように、早めに13時から塾を開けている。同じ学校に通っている子どもたちと時間がかぶらず、安心して学習ができるように配慮したそうだ。また、以前C学習会に通っていた子どもたちが、高校卒業後にいろは塾に来たこともあったそうだ。卒業した子どもたちにとっても家以外の『帰る場所』となっているのではないだろうか。

【課題】

C学習会の今後の課題としては、『区や地域と連携し、支援が行き届いていない子どもとどう繋がっていくか』、『地域の方との信頼関係を築き、理解を深めてもらうにはどうしたらいいか』等が挙げられた。どちらの課題も区との連携が必要不可欠であり、まずは区との信頼関係を築いていくことが大切だと語っている。C学習会を発展させていくためには、区の援助がなければ成り立たない。区から地域の民生委員に働きかけてもらったり、チラシを配ってもらうなどして、利用者の確保をしていきたいという。また、また周りの地域の方との関係については、地域の方に何をやっているかわからない施設ではなく、行っている支援や活動について理解してもらいたいと話す。認定コロンプスアカデミーは以前、磯子区を中心に活動していたため、金沢区ではまだ認知度が低い。区や学校、地域との信頼感を高めたくて、子どもたちにとって、安心して過ごすことのできる『もうひとつの居場所』となるよう支援を続けていく。

第4章 考察

これまで、実際にそれぞれの区でどのような学習支援を行っているのかを3カ所の学習支援を中心に述べてきた。1カ所目は、研究をするきっかけとなった金沢区の社会福祉協議会の方から紹介してもらった港北区のA学習会での取り組み、2カ所目と3カ所目は筆者らが住む地区で学習支援を行っている都筑区のB学習会と金沢区のC学習会での取り組みである。これら学習支援についての考察をしたいと思う。

まず1つ目に、港北区で行っているA学習会での取り組みについて考察したい。A学習会は、地域密着型であり地域で子ども達を支えている印象を受けた。学習会をやることになってから地域での会議で報告したり回覧板を使用しての学習会開催の連絡をしたりなど、地域の人に広める活動を多く行っていた。これは、地域で行っている活動だからではなく、学習支援を行うにあたって、貧困な子どもや学校に行けていない子どもを見つけるために必要な取り組みだと考える。この取り組みがなければ、学習支援が行われていることが知られず、子ども達は居場所を見つけることが出来ない。そのため、地域で子ども達を支えるためにも、地域の人に理解してもらいみんなで子ども達の成長を助けることが大切だと考える。また、A学習会は何も土台がない状態で学習支援を始めたため、かなり力をいれて学習会を作ってきている。そのため、学習支援をより良くするためのポスターでの工夫や保護者との面接など一つひとつがとても丁寧に行っていると感じた。学習支援は保護者の理解がないと子どもが来ることができないと考える。学習に対して積極的に地域との付き合いもできる保護者であれば、自分の子どもを預けて勉強してもらおうと思うであろう。しかし、地域の人との関わりがなく、学習に対してもあまり興味のない保護者だとどうだろう。どのようなことをするのかわからない、どのような人がやっているのかわからない等不安でいっぱいである。そのような中、学習会の人と面接を行うことで保護者の中にある不安は減り、学習の大切さも理解してくれるだろう。そのため、保護者との連携も必要不可欠だと考える。

2つ目に、都筑区で行っているB学習会での取り組みについて考察する。B学習会の最大の特徴は学校内にあるコミュニティハウスで行っている学習支援ということである。学校が関わっていない活動ではあるが、小学校の敷地内でこのような取り組みを行っていることは大きいと思う。このコミュニティハウスでは学習支援以外にもイベントを行っているそう。そのため、学校内にあるコミュニティハウスで学習支援を行っていることを知る機会が多くなる。このように、学校内に交流できる場やイベントのできる場があるところで学習支援を行うことができれば、学校とも連携をし学校の授業についていけない子ども達を支援できるのではないかと考える。また、B学習会ではできるだけ1対1となるような授業を行っている。これは少人数だからというのもあるが、ボランティアの人数も増やし、子ども一人ひとりをしっかり見て信頼関係を築くことを目的としている。担当の先生のように毎週同じ先生になるようにし、違う科目を勉強するときにはたまに変わるという工

夫をしている。そのため、子ども達も心を開きやすくコミュニケーションを取りやすくなる。このように、様々な問題を抱えている子どもたちが多く来てほしい反面、少人数で一人ひとりをしっかり見ることのできる環境も必要だと考える。そうすることで、子ども達の間違える問題の特徴を把握し学力向上につながる。また、子ども達はちゃんと見てくれていると安心すると思う。

そして最後に金沢区で行っているC学習会での取り組みについて考察したい。C学習会は、金沢区の『寄り添い型学習支援』と『寄り添い型生活支援』を受託して、学習支援をおこなっている。そのため、区との密接な連携がより良い支援を行うための重要なポイントとなっている。C学習会と区、学校が同じ方向性で支援を行っていかなければならないため、各機関との信頼関係を深めていくことが必要であると感じた。子どもの利用者を集めたいと話していたが、区が生活保護受給世帯と登録した者しか利用できないのが現状であるため、区が生活困窮者として確認できていない「見えない支援が必要な子ども」にまで支援を行き届かせるためには、区との信頼関係や地域の民生委員との関係を築いていくことが重要であるとわかった。『地域との信頼関係を築く』という課題に関しても、まずは区や学校との関係づくりが必要だと感じた。また、C学習会では、学習だけでなく生活支援の重要性を語っていた。生きていくための土台となる衣食住を当たり前に行うようにしていくためには、生活困窮にある家庭で学んでいくのは難しい面がある。子どもたちが家庭で体験できない当たり前のことを、学習会では生活支援として行っているのである。進学や学力向上はもちろんだが、子供の将来を考えていくと生活力が重要なのだと考えさせられた。生活支援など子どもの先を見据えた支援が、地域の学習塾でも必須になってくるのかもしれない。そして、学習会が生活の支援をしていくことで、学習塾が家庭的な一面を見せ、子供たちにとってのもうひとつの「居場所」の役割を果たしていく。学習だけでなく生活の支援をすることが、子どもたちにとっての「居場所」づくりには重要なのではないかと考えた。

このことから、3つの学習会で共通していることが3つある。1つ目はどの学習会も貧困な子どもだけが対象ではないことである。学習支援と聞くと塾に通えないような子どもが来るイメージがある。筆者らもそうであった。しかし、どの学習会にインタビューをしても貧困な子どもを対象にしているところはなく、学校に行きづらい子どもや学校の学習についていけない子ども、どのような子どもでも受け入れていた。C学習会は区から委託しているため生活保護受給者のみとなっているが、C学習会を行っている団体が同じ建物の1階に地域の子供達も誰でも来られるような場所を作っている。そのため、学習会自体は貧困な子どもを対象にしているかもしれないが、そうでない子どもでも来れるような場所を用意し、地域の子供達同士で関われる場所がある。

2つ目に学習会は子どもたちにとっての居場所になっていることである。ただ勉強をするために来るのではなく、一つひとつ丁寧に勉強を教えてくれる、自分の話を聞いてくれる、友達がいる、「みんなの時間」やおやつ時間、イベント等でいろんな子どもや大人と

関わることができる等コミュニケーションの場所があり、気軽に来られるような居場所となっていた。この居場所は子どもたちにとって必要不可欠な場所だと考える。なぜなら、ひとり親家庭で家に帰っても親がいなく、帰ってくるのは遅い時間となるとひとりで過ごす時間が多くなる。また、不登校や引きこもりになってしまっている子どもは、学校に居づらさを感じていたり、家でもゲームやまんがを読んで人と関わる機会がなくなってしまう。そのような子ども達が家でもなく学校でもない場所で、近所に話を聞いてくれるおじいちゃんやおばあちゃん、大学生等がいる場所があることにより、学校ではできない地域ならではの、その子に合わせた支援によって少しずつ良い方向に導くことができるのではないかと考える。また、人生経験が自分たちよりも長い大人たちと話すことによって、知識が増え、社会性を育み、その子自身の将来を考えるきっかけになっていくのだと思う。

3つ目はどの学習会も子どもたちの時間があるということだ。A 学習会では「みんなの時間」、B 学習会では「おやつタイム」、C 学習会では「土曜日ごはん」である。それぞれの学習会はもちろん学習がメインではあるが、それよりも子ども達同士や大人たちとのコミュニケーションを大切にしている。なぜなら、勉強を教えることは塾や学校でできるからだ。子ども達の時間があることで学習の時間は集中して勉強し、そのあとに今日の出来事を話す時間や何かを友達と行う楽しみが出来る。また、それぞれの学習会ごとに様々な工夫がされている。わくわくするような工作はただ遊ぶだけではなく、知識も身に付けることができる。手作りのおやつをみんなで食べることで、みんなで食事をすることの楽しさを感じることができる。さらに、ご飯を子どもたちと作ることで栄養を考えながら簡単に作ることもできる料理を学んだり、生活感を感じることができるようにしているところもある。このように、ただ学習をやるだけでなく、家族のように過ごせるような環境を作っているところが、地域で行う学習支援の特徴だと考える。そして、子どもたちが将来自立し、1人で生き抜いていかなければならなくなったとき、この取り組みが活かされてくるのだと考える。

第5章 今後の課題

学習支援をしていく中でいくつかの課題が見つかった。まず、1つ目に生活保護を受けていない困窮者まで支援が行き届いていないことである。横浜市の生活保護受給者は、区役所にある生活支援課が把握し、さらにケースワーカーがついているため、支援や情報提供をすることができる。しかし、生活保護の対象者ではない家庭で生活困窮状態にある家庭は、地域や家族に頼る人がいない場合、誰にも相談することができない。また、生活保護を受けることができないため学習塾や習い事に行くことができず、学習に遅れてしまう子ども達が出てしまう。そのような子ども達にも地域による学習支援に来てもらうことがどの学習会でも目標としており、来てもらうために何をすることが課題となっている。そのため、「学習支援は貧困な子どもが行く」というイメージがあり、本当に困っている子どもたちが来られていないため、来やすい環境を作ることも重要になってくる。また、外国籍や外国につながる子どもに対しての支援が少ないという問題もある。筆者らも外国で暮らしていた子どもたちに対する学習支援の現状については把握しておらず、詳しく調査は行っていなかった。しかし、インタビューをしていく中で、外国で育った子どもに対しての支援が少ないことを聞き、その学習支援の少なさに驚いた。外国人が増えている中で、子どもに対しての支援がないということは、子どもにとって環境の変化や言葉の厳しさを感じ、学校に行けなくなってしまう原因になると考える。そのため、外国籍や外国につながる子どもに対しての学習支援を増やすことが課題となる。また、学習支援をするためには場所とお金が必要になってくる。学習支援には教材や場所代等様々な費用が掛かってしまう。そのため、学習支援をしたいと思っても簡単に始めることができないのが現状である。そのような状況で、どのようにして学習支援を増やしていくかが課題となる。

2つ目に、学習に対して積極的ではない親を持つ子どもが学習支援に参加できていないという点である。学習支援を行っていることを知っているにも関わらず、子どもに行かせない家庭も中にはある。そのような家庭は、親が中卒や高卒で勉強に対してあまり関心がないことが多いと考える。そのような家庭に、勉強することの大切さを伝えることは厳しい。また、子どもに学習習慣をつけることも大変になる。そのような家庭に対して学習支援に来てもらうためにどのような活動をしていくかが重要である。まずは、学習支援について知ってもらい、子どもにだけでも勉強の楽しさや大切だということを伝えることが課題解決になると考える。しかし、学習支援を知ってもらう機会をどのように設けるか、理解してもらうための工夫が必要であるため、これからの課題となる。

3つ目は、学生ボランティアが少ないということである。私たちがインタビューを行った学習支援はボランティアがあつてこそ成り立つものであった。ボランティアは学生だけではなく、元学校教師や学習塾の講師だった人もいる。しかし、小学生や中学生に対しての学習支援が多いため、年齢の近い大学生のボランティアの方が子どもたちも身近に感じ、子どもたちの将来のモデルになりやすいということがインタビューをしていく中で分かっ

た。しかしながら、ボランティアに積極的な大学生が少なく、学習支援を行っていることや生活に困っている子どもがいることを知らない学生が多いということも現状である。そのため、学生ボランティアが集まらず、学習支援をしたいと思っているのに人員不足のためできていない団体もある。学習支援を行っているボランティア団体の人が大学にボランティア募集のチラシを持っていき、学生に対して協力をお願いしているがなかなか集まらない。学生にどのように学習支援について理解してもらい、ボランティアをしてもらうかが課題である。

最後に、学校とあまり連携が取れていないという点である。連携を取っている学習会もあったが、それは区から委託されている学習会で、教育支援専門員と連携して繋がっているため直接学校と繋がっていない。学校は、学校での子どもたちの様子を実際に見ており、また授業についていけているのか、遅れているのかを判断しやすいと考える。しかし、実際に学校と連携して学習支援をしている学習会は少なかった。そのため、学校と連携して子ども達の学習に対しての支援を増やしていくことが課題となる。また、学習支援はまだあまり知られていない。そのため、こども食堂のように身近に感じられるような居場所になるように広げていくべきである。大学生や学校の先生、地域の保護者に知ってもらうために、これから何をしていくかが重要となり、考えていかなければいけない問題である。

(注)

- 1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」—第一条
- 2) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」—第二条、第十条
- 3) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」—第八条
- 4) 大綱とは地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。対象期間は、4年から5年程度を想定している。
- 5) 生活保護世帯及び生活困窮状態にある家庭、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生及びその保護者など
- 6) 親族等から援助を受けることができないかつ世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に保護を受けている者。
- 7) みんなで高校行こう会～zっと scrum へ釧路における生活保護世帯の中学校3年生への学習支援をきっかけとした地域実践—日置真世
- 8) 沖縄の子どもの貧困対策をめぐる動向—2015年度を中心に—嘉納英明
- 9) 厚生労働省 ひとり親家庭等の支援について P1
- 10) 総務省統計局 平成27年国勢調査—人口・世帯数(速報値)
<https://www.stat.go.jp/info/today/106.html> (2018.12.18 閲覧)
- 11) 厚生労働省 ひとり親家庭等の支援について P26 (2018.12.18 閲覧)
- 12) ひとり親家庭・多子世帯等 自立応援プロジェクト(施策の方向性)【概要】
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000097293.pdf#search=%27%E5%AD%A6%E3%81%B3%E3%82%92%E5%BF%9C%E6%8F%B4+%E5%8E%9A%E7%94%9F%E5%8A%B4%E5%83%8D%E7%9C%81%27 (2018.12.23 閲覧)
- 13) 厚生労働省 「生活困窮者自立支援制度 制度の紹介」(2018.12.23 閲覧)
- 14) 平成25年度厚生労働省社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」報告書
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/dl/sankoushiryoku_h260630-01.pdf (2018.12.18 閲覧)
- 15) 文部科学省ホームページ 教育の支援を必要とする方へ
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/kodomo-hinkontaisaku/1369105.htm
(2018.12.20 閲覧)
- 16) 平成29年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況
https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/h29_joukyo.pdf
(2018.12.20 閲覧)

- 17) 文部科学省における 子供の貧困対策の総合的な推進 資料3 - 3
www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2014/10/01/1352204_3_3.pdf#search=%27%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82+%E8%B2%A7%E5%9B%B0%E5%AF%BE%E7%AD%96+%E8%AA%B0%E3%81%8C%E3%81%84%E3%81%A4%E3%81%A7%E3%82%82%E5%B8%8C%E6%9C%9B%E3%81%99%E3%82%8B%E8%B3%AA%E3%81%AE%E9%AB%98%E3%81%84%E6%95%99%E8%82%B2%E3%82%92%E5%8F%97%E3%81%91%E3%82%89%E3%82%8C%E3%82%8B%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E3%82%92%E5%AE%9F%E7%8F%BE%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%93%E3%81%A8%27 (2018.12.20 閲覧)
- 18) 文部科学省 「学校を核とした地域力強化プラン」 (H27年度補正予算(案)・H28年度予算(案)) について p30
manabi-mirai.mext.go.jp/assets/files/siryou1-2.pdf#search=%27%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E6%9C%AA%E6%9D%A5%E5%A1%BE+%E4%BA%8B%E4%BE%8B+%E4%B8%AD%E5%AD%A6%E6%A0%A1+%E5%AD%A6%E7%BF%92%E6%94%AF%E6%8F%B4%E5%93%A124%E4%BA%BA%27 (2018.12.20閲覧)
- 19) 「放課後子ども総合プラン」について (平成26年7月31日)
http://manabi-mirai.mext.go.jp/assets/files/H26_houkago_plan/houkago_plan_tuti.pdf
(2018.12.20閲覧)
- 20) 横浜市子供の貧困対策に関する計画
www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/hinkontaisaku-zentai1.pdf (2018.12.20 閲覧)
- 21) 横浜市寄り添い型学習支援事業実施要項
www.city.yokohama.lg.jp/konan/handicap/001zissiyoukou.pdf#search=%27%E6%A8%AA%E6%B5%9C%E5%B8%82%E5%AF%84%E3%82%8A%E6%B7%BB%E3%81%84%E5%9E%8B%E5%AD%A6%E7%BF%92%E6%94%AF%E6%8F%B4%E4%BA%8B%E6%A5%AD%27 (2018.12.20 閲覧)
- 22) 横浜市寄り添い型生活支援事業実施要項
<http://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/madoguchi/kodomokatei/pdf/tourokuhyououennantai/yokohamashi-jissiyoukou.pdf#search=%27%E6%A8%AA%E6%B5%9C%E5%B8%82%E5%AF%84%E3%82%8A%E6%B7%BB%E3%81%84%E5%9E%8B%E6%94%AF%E6%8F%B4%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%AE%9F%E6%96%BD%E8%A6%81%E9%A0%85%27> (2018.12.20 閲覧)
- 23) 社会福祉協議会について <https://www.shakyo.or.jp/bunya/shakyo/index.html>

(2018.12.18 閲覧)

- 24) 子ども・子育て支援施策の対応
<https://www.shakyo.or.jp/bunya/kodomo/taiou/index.html> (2018.12.18 閲覧)
- 25) 生活困窮者自立支援制度への対応
<https://www.shakyo.or.jp/bunya/chiiki/seikatsu/index.html> (2018.12.18 閲覧)
- 26) 港北区の区別常住人口・世帯数等の状況
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/soumu/pdf/jinkou01.pdf>(2018.12.18 閲覧)
- 27) 平成 27 年 港北グラフィック P10 (2018.12.18 閲覧)
- 28) 統計で見るとつき 2017(平成 29)年度 P8 (2018.12.18 閲覧)
- 29) 統計で見るとつき 2017(平成 29)年度 P5 (2018.12.18 閲覧)
- 30) 横浜市ポータルサイト金沢区
<http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/stat/ward/kanazawa.html> (2018.12.20閲覧)
- 31) 横浜市ポータルサイト金沢区
<http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/stat/ward/kanazawa.html> (2018.12.20閲覧)
- 32) 神奈川区ホームページより
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/kusei/toukeibinranweb/fukusihoken11.html> (2018.12.20閲覧)

(参考文献)

1. 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」
http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/hinkon_law.pdf#search=%27%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%81%AE%E8%B2%A7%E5%9B%B0%E5%AF%BE%E7%AD%96%E3%81%AE%E6%8E%A8%E9%80%B2%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%B3%95%E5%BE%8B%27 (2018.12.18 閲覧)
2. 「子供の貧困対策に関する大綱」について (内閣府)
<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf#search=%27%E5%AD%90%E4%BE%9B%E3%81%AE%E8%B2%A7%E5%9B%B0%E5%AF%BE%E7%AD%96%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%A4%A7%E7%B6%B2%27>
(2018.12.18 閲覧)
3. 沖縄の子どもの貧困対策をめぐる動向 —2015年度を中心に— 嘉納 英明
4. みんなで高校行こう会～zっと scrum へ釧路における生活保護世帯の中学校3年生への学習支援をきっかけとした地域実践—日置真世
5. 自他に対する「信頼」の回復を軸に捉えた「学習支援」の取り組み：釧路市「学校進学希望者学習支援プログラム」の取り組みを手がかりに—木戸口正弘
6. 都市における児童の居場所づくりの多様化と安全安心—豊かな空間確保 両立についての考察～こども達の放課後の居場所づくりに関する研究～—斎尾直子 長谷夏哉

- 7.人が育ち合う「場づくり実践」の可能性と必要性：コミュニティハウス冬月荘の学習会の検討
- 8.名寄市における子どもの学習支援・子ども食堂・子どもの居場所づくりの実践～地域における各機関・団体の連携とスティグマの払拭を願って～—松岡是伸
- 9.ひとり親家庭・多子世帯等 自立応援プロジェクト（施策の方向性） 【概要】
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000097293.pdf#search=%27%E5%AD%A6%E3%81%B3%E3%82%92%E5%BF%9C%E6%8F%B4+%E5%8E%9A%E7%94%9F%E5%8A%B4%E5%83%8D%E7%9C%81%27（2018.12.23 閲覧）
10. 厚生労働省 ひとり親家庭等の支援について
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000205463.pdf#search=%27%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD+%E5%B9%B3%E6%88%9030%E5%B9%B4%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%27>（2018.12.18 閲覧）
11. 「生活困窮者自立支援制度 制度の紹介」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>（2018.12.23 閲覧）
12. 子どもの福祉
<https://www.shakyo.or.jp/bunya/kodomo/index.html>（2018.12.18 閲覧）
13. 地域福祉・ボランティア
<https://www.shakyo.or.jp/bunya/chiiki/index.html>（2018.12.18 閲覧）
14. 社会福祉法人 横浜市金沢区社会福祉協議会 パンフレット
15. 平成27年 港北グラフィック
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/soumu/pdf/kgrafic2015.pdf>（2018.12.18 閲覧）
16. 統計で見るつづき 2017(平成29)年度
www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/soumu/pdf/toukei29ver.3.pdf（2018.12.18 閲覧）